

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司
中原 孝博・早坂 周子
本山 禎晃・伊藤 隆弘

(EY Japan 駐在)

城市 武志・黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
hiroshi.matsuda@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
sadaaki.Motoyama@in.ey.com
takahiro1.lto@in.ey.com
joichi-tksh@shinnihon.or.jp
kuroda-kk@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 6 月号

1. 【税務】2016年財政法案が法制化
2. 【税務】支店/駐在員事務所/プロジェクトオフィス設立にかかる規則及びガイドラインの改正
3. 【税務】インド-モーリシャス租税条約を改正する議定書に調印
4. 【税務】Ind-AS適用企業に対するMATフレームワークを提出
5. 【税務】MEISとSEISの適格要件の変更を通知
6. 【税務】2016年所得申告スキームのFAQを公表



EY

Building a better
working world

2016年財政法案は2016年5月5日に下院を通過、2016年5月11日に上院で承認、その後当法案は2016年5月14日に大統領の承認を経て法制化されました。これと並行して、様々な改正が行われました。本稿では、財政法の成立による主要な変更点の他、支店/駐在員事務所/プロジェクトオフィスの設立にかかる変更、そして、今後インド-シンガポール租税条約にも影響を与えることになるインド-モーリシャスの租税条約の改正に関する動向等をお伝えします。

1. 大統領の承認を得て、2016年5月14日に2016年財政法案が法制化

本稿は、2016年財政法案の成立日、すなわち5月14日から適用される主要な変更点をまとめたものです。

- ▶ 公然のサービス(1994年財政法のもとで)の範囲に、無線周波数スペクトルの使用権と、その後の譲渡も含むよう拡張されました。
- ▶ 不正、事実の隠蔽、故意の虚偽表示を伴わない事案の調査期限は、物品税及び関税は1年から2年に、サービス税は18ヶ月から30ヶ月へ延長。
- ▶ 2016年間接税の紛争解決スキームは、2016年3月1日においてコミッショナー(控訴)で係争中の物品税、関税及びサービス税の訴訟を削減させるために導入されました。
- ▶ 1962年関税法のもと、倉庫品の保管、出荷及び移送や倉庫のライセンスに関する規則が発行されました。

詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

2. インドで支店/駐在員事務所/プロジェクトオフィス設立にかかる規則及びガイドラインの改正

2000年5月3日付 No. FEMA 22/2000-RB の従来の通達に代わる、インド準備銀行(RBI)は2016年外国為替管理規則(支店/駐在員事務所/プロジェクトオフィス/他の事業を行う場所)を発行しました。また、RBIは、この改正規則を施行するため、2016年5月12日付で手続き上のガイドラインとして、A.P. (DIR Series) 69号通達を発行しました。改正規則及び手続き上のガイドラインの特徴は以下のリンク先で概要を説明しています。当該規則は官報で公表された2016年3月31日から施行されています。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

3. 2016年5月10日、1982年インド-モーリシャス租税条約を改正する議定書に調印

本稿は1982年にインドとモーリシャス間で締結された現行の租税条約への主要な改正点について要約したものです。2016年議定書はモーリシャス政府の公式なウェブサイト上で閲覧可能で、2016年5月10日のインド政府によりプレスリリースされました。キャピタルゲイン条項への改正は、両国においてそれぞれの国内手続きを経た後、両国間で批准書を交換し、2017-18課税年度から施行となります。

意義深いことに、改正議定書は、源泉地国での課税権を拡大するための多くの規定(サービス恒久的施設課税(PE)条項、技術役務料金(FTS)条項、株式からのキャピタルゲイン、銀行の利子所得や他の所得に対する源泉地国課税等)を含んでいます。同時に、利子所得に対する源泉地国課税の制限税率は7.5%となりました。

重要なことに、改定議定書はまた、2017年3月31日以前に取得した株式については、源泉地国課税の対象外とするよう規定しています。株式譲渡によるキャピタルゲインへの源泉地国課税を削減する経過措置(国内法上の税率の半減)も2017年4月1日から2019年3月31日までの期間を設けて規定されています。しかしながら、特典制限条項も、経過措置規定を適用するために設けられています。また、2017年3月31日以前の銀行借入金の利子についても、課税権は及ばないよう規定。

情報交換に関する規定も、現行の国際基準に沿って改定されています。さらに、「租税徴収の共助」の条項も導入されました。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

4. 直接税中央委員会(CBDT)はInd-AS適用企業に対するMATフレームワークを提案

本稿では、インドにおける直接税の最高行政機関である、直接税中央委員会(CBDT)が設置した委員会により提案されているフレームワークについて解説しています。この中で、国際財務報告基準(IFRS)に準じた会計基準である、新インド会計基準(Ind-AS)に基づいて財務諸表を作成している企業において「帳簿上の利益」に基づいて課される最低代替税(Minimum Alternate Tax (MAT))に関するインド税法を改正するよう求めています。

企業省(MCA)は2016年4月1日以降開始する事業年度より段階的にInd-ASの適用を通知しており、会計基準委員会は2015年6月8日にInd-ASへの移行を考慮したMATフレームワークを提案しています。

委員会による税法および2013年会社法のレビューにおいて、以下の2点が指摘されています。

- (a) 「配当可能利益(税金および配当分配前利益)」とMATの課税標準との間に間接的な関係があること
- (b) 配当は過去の実現した利益もしくは未実現であっても当期の利益から支払うことが認められるということ

それに伴い、Ind ASにおいて新会社法に基づく「任意積立金」の範囲と「配当可能利益」の決定に関し、公正価値評価を一般的に採用するInd-ASに対しどのような取り扱いになるかMCAに意見を求めました。MCAは、Ind ASにおいて経営者の報酬や配当の上限を決定するための配当可能利益は、Ind-AS内の損益計算書のその他包括利益(OCI)の部に含まれる項目以外を指すと明確化しました。これにより委員会は、Indo-ASの損益計算書基準に基づく「帳簿利益」をもとにMAT課税に対し下記3つそれぞれを提案。

1. Ind-ASでは、損益計算書(P&L)とその他包括利益(OCI)の結合計算書が求められる。OCIは主として公正価値評価差額で構成されるため、最低代替税分は、P&LとOCIを合わせた包括利益合計からではなくP&Lから算出されるべきである。現在のMAT規定同様、P&Lによる利益は上方下方修正によって調整される。
2. 最低代替税がP&Lから算出されるべきではあるものの、OCIに含まれるような項目も適宜考慮する必要がある。例えば、再評価剰余金/ゲインなどは、資産や投資の実現/除却/廃棄の時点でMAT算出時に考慮されなければいけない。
3. Ind AS初度適用に際し、直接未処分利益に振替えられ、将来のP&Lに組替えられない項目は、Ind-AS適用初年度にてMAT算出時に考慮されなければならない。

CBDTはこれまでの協議のアプローチを継続しながら委員会報告書を作成し、更なる明確化/ガイドラインを必要とする問題や意見を2016年5月10日までに株主や一般公募から集めています。

詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

5. DGFTはMEISとSEISの優遇税制の適格要件を変更

本稿は、2016年5月4日にDGFT(外国貿易長官)が発行した、MEIS(インドからの物品輸出スキーム)とSEIS(インドからのサービス輸出スキーム)それぞれの改正に関する公告No. 06/2015-2020と07/2015-2020を要約したものです。

DGFTはNo. 06/2015-2020の公告で指定された物品について、輸出国にかかわらず2%または3%の単一率を規定するため、国際貿易委員会の優遇率付き製品毎の(HS)コードリストからなる付属書3Bの表2を改正しました。これにより、MEISの対象となる市場は全ての国に拡張しました。

改定前は、表2に記載のある5012の物品のうち2787の物品に関し、優遇の規定があったのは全ての国グループではなく、特定の国グループのみでした。このことから、このような物品に対する優遇便益を主張する場合、陸揚の証拠として陸揚報告書が必要でしたが、この度すべての国(市場の)へ対象市場が拡張され、国別区分が廃止されたため、MEISスキームの優遇を受けるための陸揚報告書は不要となります。

DGFT(外国貿易長官)は、No. 07/2015-2020 の公告で、インドルピーで支払いを受ける SEIS の優遇資格のあるサービスの一覧を公表しました。このような支払いは、2015-2020 年度外国貿易政策(FTP)の 3.08(C)に従い、2015-2020 年度外国貿易政策(FTP)の 3.08(C)の観点から、RBI のガイドラインにより、みなし外貨での受領として扱われます。

SEIS の特典が、海外の取引先への送金額のうち、関税特別区でインドのエージェントからインドルピーで支払いを受ける外国ライナーへの特定のサービスの提供にまで拡張されました。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

6. 2016 年所得申告スキームの FAQ を公表

直接税中央委員会が、2016 年所得申告スキームについて FAQ の形式で明確化のため、通達を公表しました。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

コメント

インド中央統計局(CSO)は5月31日、2015-16年度の実質国内総生産(GDP)伸び率が7.6%だったと発表しました。また、インド産業政策促進局(DIPP)によると、2015-16年度のインドへの海外直接投資(FDI)は、前年度比約30%増加し、2000-01年度以降で最高額となったとのことです。4月の地方選挙でも国政与党のBJPが躍進したことから、今後、上院において国政与党の議席増につながり、ねじれ国会の解消が期待されます。着実に変わり続ける情勢の中で、皆様のお役に立てるよう、私どもは情報発信して参ります。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。